

平成29年度司法試験最終合格発表に関する会長声明

2017年(平成29年)9月27日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

<声明の趣旨>

当会は、

1. 政府に対し、司法試験の合否判定の重大性を正しく認識し、合格者の人数確保を優先して司法試験の合格水準を下げるような事態が生じないように、関係省庁と政策を調整し、司法試験委員会が来年に向け少なくとも昨年以上の厳正な合否の判定を行うことができるよう政策を整えることを求める。
2. 法務省に対し、司法試験の合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表する等、司法試験の最終合格者の合否水準の妥当性について外部から検証が可能となるような措置を採ることを求める。

<声明の理由>

1. 本年9月12日、平成29年度の司法試験の合格発表があり、最終合格者は1543人となった。

昨年の最終合格者は、受験者6899人に対し1583人であったところ、本年は、受験者が5967人と大幅に減少(932人減)しているにもかかわらず、合格者はわずか40人減の1543人になっている。この結果、最終合格率は、昨年度の22.9%に比べて25.9%に上がっている。本年の受験者が昨年の受験者と比べて試験の正答能力が急に上がったものとは考えにくいから、本年、司法試験委員会は、合格者数1500人程度を確保するために、昨年よりも合格水準を下げたものと疑わざるを得ない。現に昨年は受験生平均点約830点に対し、合格水準点は880点であったが、本年は受験生平均点約780点に対し、合格水準点は800点であり、受験生平均点と合格水準点との差が30点も縮まっている。

2. 当会は、本年7月27日付会長声明において、司法試験委員会の合否判定がこのような結果にならないよう、合格者数にこだわることなく厳正な合否の判定を行うことを求めた。すなわち、政府の法曹養成制度改革推進会議の平成27年6月決定は、合格者数が1500人程度輩出されることを目標としているが、同時にその目標は「法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものではない」としていること、近年の法曹の需給の状況は、司法試験の合格水準を下げてまで人為的に供給を増やすべき状況にはなく、むしろ、有

資格者の過剰供給に伴う新規法曹の質の低下への懸念や弁護士の就職難等の弊害が深刻化していることから、司法試験委員会に対し、本年の司法試験の合否判定においては、1500人程度の合格者輩出にこだわるのではなく、法曹の質確保を実現するべく、少なくとも昨年以上の合格水準を維持・確保するよう、厳正な合否の判定を求めた。しかるに、本年の合格発表の結果が、上述の通り、司法試験委員会が、昨年より合格水準を下げて合格者数1500人程度を確保したものと疑われてもやむを得ない結果となったことは、まことに遺憾である。

3. 法曹は司法の担い手として国民の権利義務に直接関わり、人権擁護や社会正義を担っている。法曹の質の確保は、国民に対する国家の責務である。司法試験合格者は、現行制度上1年の司法修習を経たのち法曹として実務に就くことが予定されているのであって、司法試験の合格水準の設定は、国民が法曹に対して求める質に直結する。現在、法務省では、合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表する等、合否水準の妥当性について外部から検証が可能となるような措置が取られていないが、合格水準の適切さについての外部的な検証が可能になるよう必要な情報開示は不可欠である。この情報開示については、2009年10月20日付「新司法試験の合否判定に関する要望書」において日本弁護士連合会からも要望されたものである。
4. そこで、当会は、政府に対し、司法試験の合否判定の重大性を正しく認識し、合格者の人数確保を優先して司法試験の合格水準を下げるような事態が生じないよう、関係省庁と政策を調整し、司法試験委員会が来年に向け少なくとも昨年以上の厳正な合否の判定を行うことができるよう政策を整えることを求めるとともに、法務省に対し、合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表する等、司法試験の最終合格者の合否水準の妥当性について外部から検証が可能となるような措置を採ることを求める。